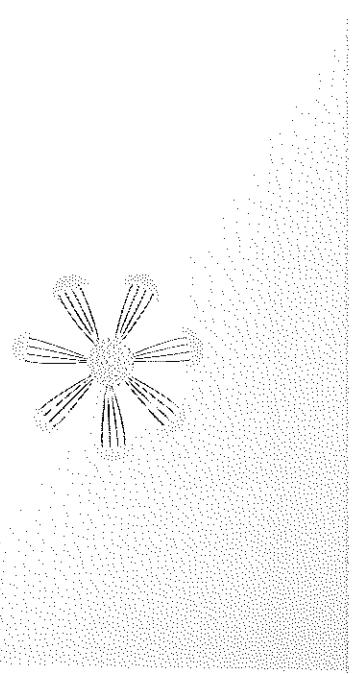
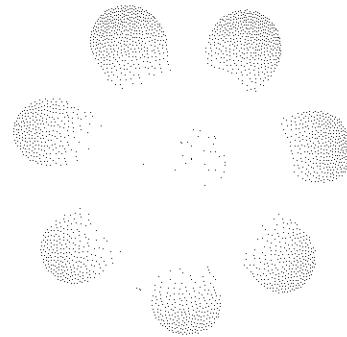
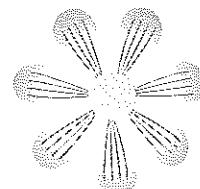
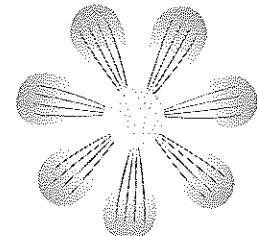
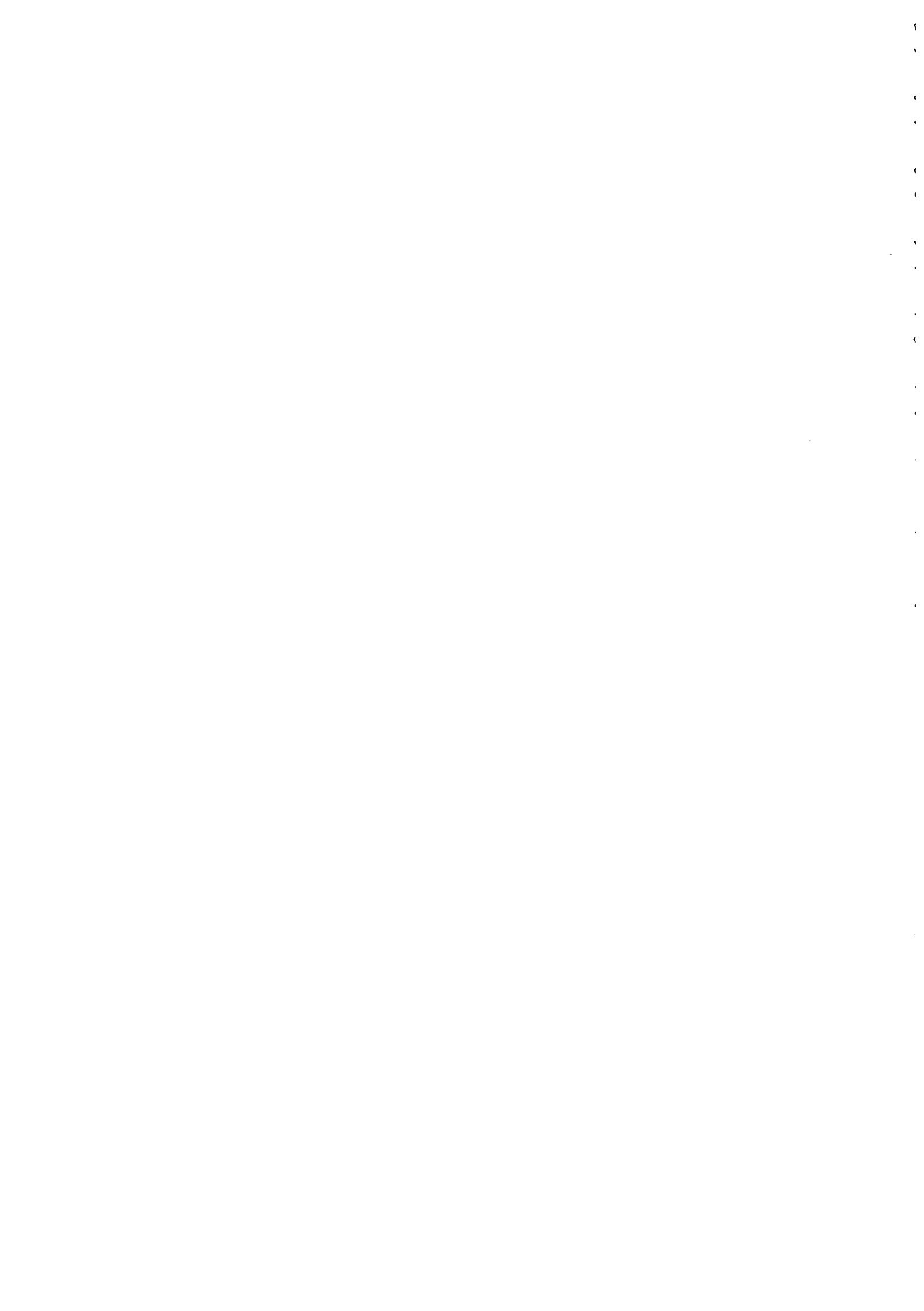


基 本 目 標





3. 基本目標

1. 男女の人権尊重の意識をつくる

これまでの成果と課題

「男は仕事、女は家庭」という意識が、まだ残っている

男女の人権尊重は、あらゆる場面で男女共同参画を進めるための出発点です。性別にとらわれず、男女がお互いの人権や意思を尊重することから男女共同参画が始まります。これまで国や都道府県・市町村、企業等の取り組みによって男女共同参画は着実に進んできました。

さて、「男は仕事、女は家庭」という考え方は性別だけで個人の役割分担を固定するものですが、男女共同参画によって個人の考えを尊重した上で互いの役割を果たすことが必要になります。しかし、プラン策定に当たって実施したアンケート調査では、この考え方について、「もっともだと思う」の割合が以前の調査と比較して上昇し、「そうは思わない」の割合は逆に低下しています。

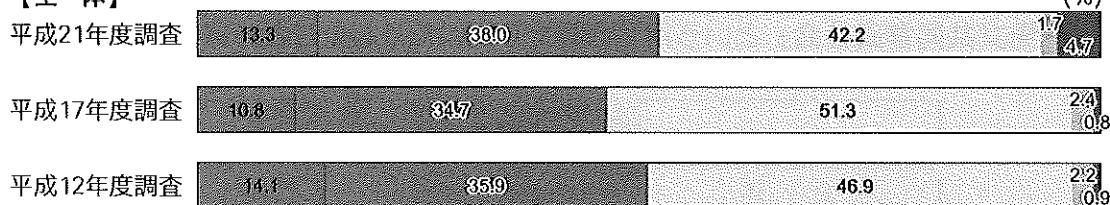
これを男女別でみると、男性で「もっともだと思う」割合が大きく上昇し、「そうは思わない」は男女とも低下しました。また年齢別では18歳～20歳代、30歳代といった若年層で「もっともだと思う」割合の顕著な上昇傾向が見られます。

不況によって男女の雇用情勢が変化しているという要因もあると考えられますが、これからも性別による役割の固定を見直すことが必要で、そのためには仕事や家庭の環境が近年大きく変わっていることも考慮しなければなりません。新しい時代に対応した男女共同参画のあり方が求められていると言えます。

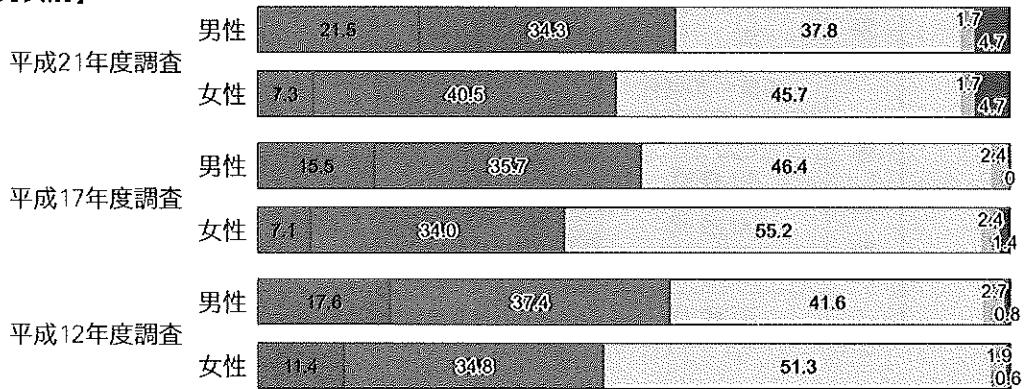
「男は仕事、女は家庭」という考え方について

■もっともだと思う ■どちらともいえない □そうは思わない □わからない ■無回答

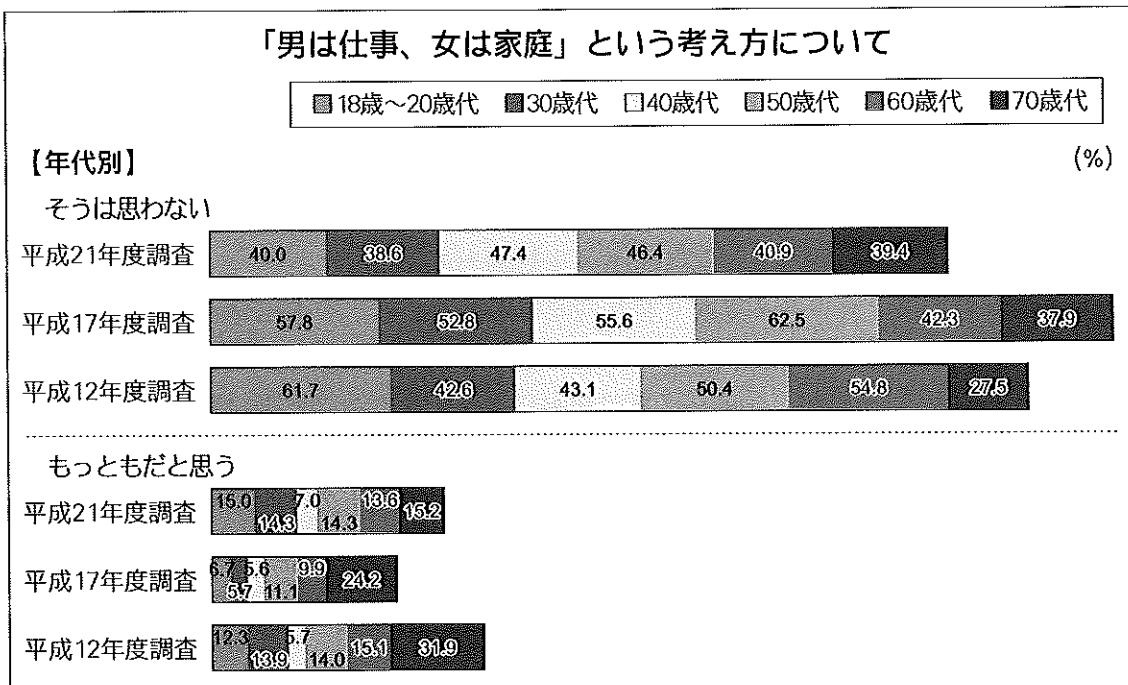
【全 体】



【男女別】



基本目標



また「男女共同参画社会」という用語の認知度は、世代や男女によって多様な状況にあります。全体では認知度がやや低下しており、特に女性で大きく下がっています。世代別にみると、18～20歳代では非常に伸びている反面、30歳代では顕著に低下しています。また50歳代以上の年齢層でもやや下がっています。

内閣府に男女共同参画推進本部が設置されたのが平成6年、男女共同参画社会基本法が施行されたのが平成11年ですから、日本で男女共同参画の取り組みが始まって15年以上が経過しています。18歳～20歳代での認知度が高いのは学校教育等の成果と考えられますが、どの年代でも目的の原点である「男女共同参画社会」への認識を持つ必要があります。

「男女共同参画社会」という用語を見たり聞いたりしたことがある人の割合

(%)

		今回調査 (平成21年度)	前回調査 (平成17年度)
全 体		69.4	73.9
性 別	男 性	74.4	72.6
	女 性	65.9	75.0
年 齢 別	18歳～20歳代	70.0	53.3
	30歳代	58.6	75.5
	40歳代	84.2	79.2
	50歳代	76.2	83.3
	60歳代	65.9	76.1
	70歳代	63.6	69.7

D V (ドメスティック・バイオレンス) の認知度が、高まっている

人権尊重を脅かすものは多種多様ですが、最近注目されているのがD Vです。これは親密な関係にある人に起こる暴力のことで、主に夫婦や恋愛関係にある人の間で生じています。

D Vを防止するための啓発や体制づくりも急速に進められてきました。平成16年に改正施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、新たに都道府県で基本計画の策定が義務づけられるとともに、平成20年の改正では市町村の責務も拡充されました。

このような取り組みの結果、D Vに対する人々の認知度や相談件数は年々高まっています。誰からも暴力を受けることのない地域社会をめざすために、情報提供や安心して相談できる体制、被害者への自立支援をさらに充実することが求められています。

【解説】

D V (ドメスティック・バイオレンス)

一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をいう。国では「配偶者からの暴力」という言葉を用いる。内容は身体的なもの、精神的なもの、性的なものなど幅広い。結婚していない男女間での暴力のことをデートD Vと呼んでいる。配偶者からの暴力の被害相談では圧倒的に女性が多い。

【データ】

D Vを一般常識として知っている人の割合

前回調査（平成17年度）46.1%→今回調査（平成21年度）62.2%

D Vへの対応策として、市が取り組むべきだと思うこと(多い順、複数回答可)

相談場所などの情報提供をする	46.2%
女性相談事業の拡大（女性カウンセラーの配置）	41.0%
被害者が一時的に避難できる場所（シェルター）と連携を図る	36.0%
関連機関が連携して防止策を講じる	24.4%
D Vに関する啓発活動を行う	20.7%

基本目標

敦賀市の取り組み

(1) お互いに人権を尊重しあい、暴力を根絶する社会をつくる

人権尊重の社会を築くためには、家庭や職場、地区コミュニティなど一定の集団の中で、男女一人ひとりが人権の意識を持って行動しなければなりません。そこで、あらゆる場で人権尊重の意識を高める取り組みが、まず求められます。敦賀市では、若年層の男女共同参画に対する認識が変化しているなど固有の課題に応じて、あらゆる機会で人権尊重の意識啓発を推進していきます。

また、女性の人権に関わるものとしてリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利、17 ページの解説参照）などについての認識を持つことが重要です。

D Vなどの暴力は犯罪を含む人権侵害の行為であり、根絶しなければなりません。そのためにはD Vを予防する取り組みに加えて、発生した被害を最小限に抑えることが必要です。そこで相談窓口におけるD Vへの対応方法の助言、さらには警察や弁護士等と連携した被害者の保護が求められます。また、暴力によって受けた心身の被害に対する救済も必要となります。

(2) 人権尊重の教育を推進する

人権尊重の意識啓発は、学校教育など早い段階で取り組むことで高い成果が得られます。そこで、学校などと連携して、人権尊重の教育を推進します。また教職員の人権に関する研修や人権尊重に基づいた学校運営も進めることで、学校全体が人権尊重の場となるよう取り組みます。

そして、あらゆる世代が人権尊重について理解を深めるため、市などが実施する生涯学習の場でも人権尊重をテーマとした内容の講座を開催します。また、市民が気軽に人権尊重について学べるよう、人権に関する資料を充実します。さらに、「交流拠点都市 敦賀」の特性を活かして国際交流の場を通じて人権尊重を推進します。

わたしたちに求められる行動

- I 性別で役割分担を決めず、その人らしさを尊重しましょう
- II 男女共同参画について積極的に学びましょう
- III D V のない社会をつくりましょう

施策に関する数値指針（平成 27 年度）

- ①「男は仕事、女は家庭」に対して「そうは思わない」と思う市民の割合 42.2%→51.0%
- ②「現在の社会は全体として男女平等である」と思う市民の割合 16.5%→20.0%
- ③D V を一般常識として知っている人の割合 62.2%→70.0%

(1) お互いに人権を尊重しあい、暴力を根絶する社会をつくる

施策 1：日頃からその人らしさと能力を尊重する

- ・(市) 人権尊重に関する啓発を充実する
- ・(関係機関) 個人の意思や個性を尊重した進路指導を行う
- ・(市民) 固定的な価値観にとらわれず人権を尊重した行動をする

【データ】

夫婦の主な役割分担について (%)

	夫が中心	妻が中心	夫婦同程度
炊 事	1.3	89.8	4.8
育 児	0.3	58.4	22.2
老人や病人の世話	1.9	32.4	37.8
町内会・自治会	40.6	19.4	31.4

施策 2：リプロダクティブ・ヘルス／ライツなどについて学ぶ

- ・(市民) リプロダクティブ・ヘルス／ライツなどについて学ぶ

【解説】

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分達の子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。
(内閣府「第3次男女共同参画基本計画」より)

基本目標

施策 3：DV（配偶者等からの暴力）を防止する

- ・(市) DVに対する正しい知識や被害者支援についての啓発を充実する
- ・(市) DVに関する相談体制を充実し、被害者への支援を行う
- ・(市・関係機関) 通報体制を確立しDVの被害者を保護・救済する
- ・(市) デートDVや子どもへの暴力など、若年層の被害を防止する

【紹介】

敦賀市で実施しているDV防止施策（市民協働課など）

- ・DV防止の啓発…チラシの作成と相談関係者の研修、ビデオや書籍の貸出
- ・相談員の配置…男女共同参画センターの女性相談員
- ・相談受付時間等…火・水・木・土曜日 9時～17時　　金曜日 12時～20時
　　福井地方法務局敦賀支局との合同相談 毎月第3金曜日
- ・関係機関との連携…被害者支援ネットワーク
　　通報を受ける体制づくり
　　(21機関で構成する要保護児童対策地域協議会)
- ・被害者への支援…住民基本台帳の閲覧、住民票や戸籍附票の写しの交付を制限
　　公営住宅への優先入居

【データ】

男女間の暴力的行為について経験がある人の割合

- ・セクシュアル・ハラスメント…7.2%
- ・パワー・ハラスメント(会社で職権などの差を背景に人格と尊厳を傷つけること)
…9.6%
- ・DV…3.0%
- ・デートDV…2.0%

DV等があっても相談しない理由（多い回答）

- ・相談してもむだだと思うから…51.2%
- ・相談するほどではないと思うから…34.1%
- ・自分が我慢すれば何とかやっていけると思ったから…22.0%

福井県内配偶者暴力相談支援センターでのDV相談受付件数

平成21年度 786件（福井県男女共同参画年次報告書より）

敦賀市女性相談（性差に関する相談）窓口受付件数（男女共同参画センター内）

平成21年度 149件（つるが男女共同参画プラン実施状況報告より）

(2) 人権尊重の教育を推進する

施策 4：人権に関する教育を推進する

- ・(関係機関) 人権を尊重した教育を実施する
- ・(市・関係機関) 教職員・児童・生徒の悩み相談等を充実する
- ・(市) 人権に配慮した校舎整備を行う

【データ】

今後 5 年くらいを目安に、男女共同参画社会をつくっていくために必要なこと

(多い回答)

- ・男女差のある社会的しきたり・慣習を改める…48.9%
- ・保育や高齢者、病人の施設・サービスを充実する…43.7%
- ・労働時間を柔軟にし、男性が家庭や地域に関わりやすくする…29.1%
- ・学校や社会教育で男女平等や相互理解等の学習を充実する…27.9%
- ・職場における男女の均等な取り扱いを徹底させる…16.0%

施策 5：生涯学習などで人権尊重・平等の啓発を推進する

- ・(市民) 学習講座で人権尊重や男女平等を考える
- ・(市) 女性問題や男女共同参画に関する蔵書を充実する

【紹介】

人権尊重に関する講座、研修会 (市民協働課・生涯学習課)

- ・男女共同参画講座…年間 5 講座程度
- ・人権教育研修会

施策 6：国際交流を通じて人権尊重を考える

- ・(市民) 小・中学生の海外派遣などを通じて国際交流を深める
- ・(市) 国際交流の場で人権尊重を学ぶ機会をつくる
- ・(市) 外国語講座や外国人向け日本語講座を開催し、円滑なコミュニケーションを支援する
- ・(市) 外国籍の市民向け総合相談窓口の設置や関連団体との連携を進める

基本目標

2. 男女共同参画のための生活環境を整える

これまでの成果と課題

家庭における個々のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて

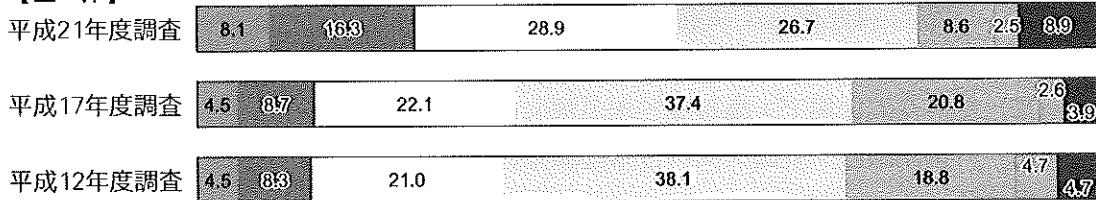
「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」という言葉が知られるようになりました。それは「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を意味しています。就労による経済的自立、健康で豊かな生活のための時間の確保、多様な働き方・生き方の選択が可能になってこそ、男性も女性も、あらゆる世代の誰もが仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動など様々な活動を自分の希望するバランスで展開でき、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらすことになります（内閣府男女共同参画局「男女共同参画社会の実現を目指して」より）。

ワーク・ライフ・バランスの一方の側面である「生活」で注目されるのは、家庭内での役割分担です。男女の人権尊重から「男は仕事、女は家庭」という性別だけで役割分担を固定するのではなく、「男も仕事、女も仕事」「男も家庭、女も家庭」など、いろいろな可能性があることから出発し、それぞれの家庭で互いの意思を尊重した役割分担を決めていくこと、そして互いの協力、助け合いを積極的に進めていくことが家庭でのワーク・ライフ・バランス実現に結びつきます。

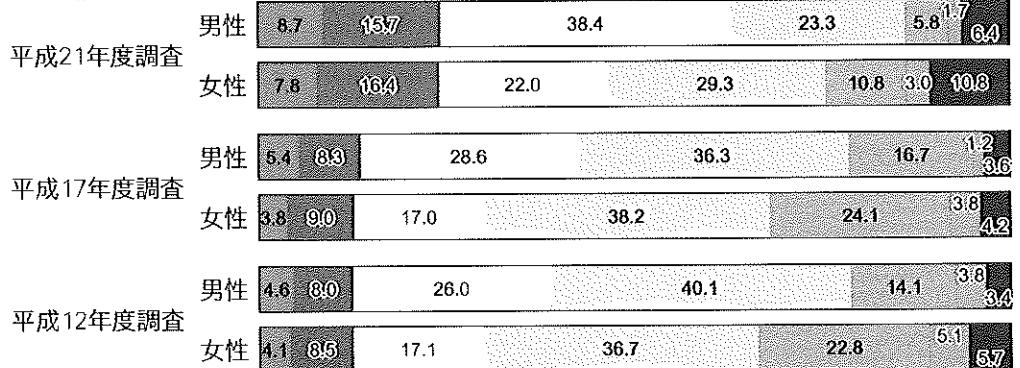
男女平等の実現度（家庭生活の場）

- | | |
|----------------|------------------------|
| ■女性のほうが優遇されている | □どちらかといえば女性のほうが優遇されている |
| □平等 | □どちらかといえば男性のほうが優遇されている |
| ■男性のほうが優遇されている | ■わからない |
| ■無回答 | |

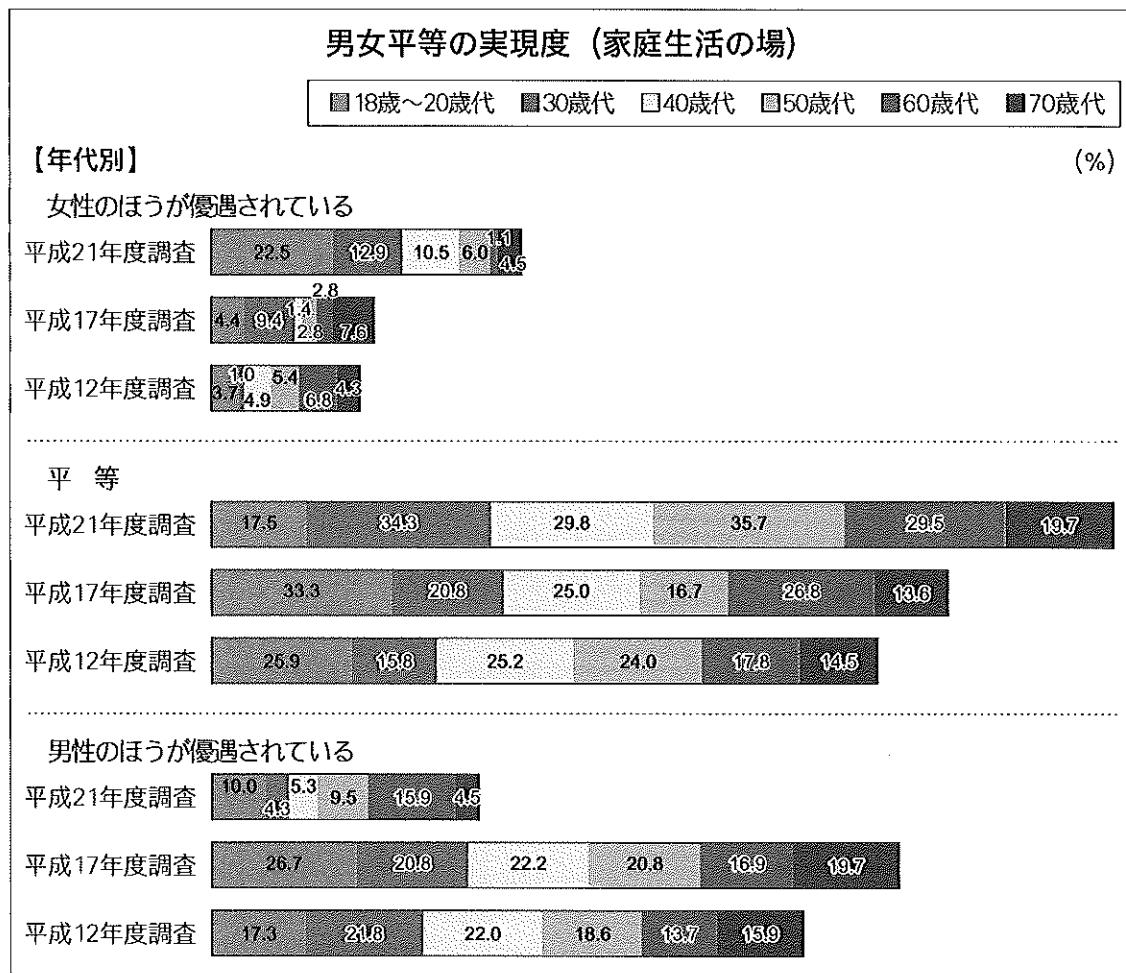
【全 体】



【男女別】



家庭生活における男女平等に関しては、これまで全体として男性が優遇されるという意識が非常に強かったのが、最近の調査では平等化が大きく進んでいます。「平等」と考える割合が高まると同時に、「女性が優遇されている」が増え「男性が優遇されている」が減っている状況です。これは性別や年齢層にかかわらず進んでおり、生活面でのワーク・ライフ・バランスの実現に向かっていると言えます。



基本目標

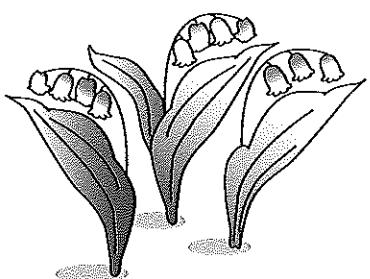
現実には妻の役割は依然として大きい

しかし生活における夫婦の役割分担をみると、依然として妻が中心のものが多くなっています。子育てや介護は、そのすべてを特定の人が担えば大きな負担になります。お互いの意思を尊重した役割分担であり、協力や助け合いがあれば良いのですが、周囲の状況が「男は仕事、女は家庭」という通念を生み出し、自分の希望しない役割が押しつけられてしまうのは好ましくありません。

夫婦の主な役割分担について (%)

	夫が中心	妻が中心	夫婦同程度
炊 事	1.3	89.8	4.8
家計のやりくり	9.5	70.2	15.2
日常の買い物	2.2	71.7	21.3
育 児	0.3	58.4	22.2
老人や病人の世話	1.9	32.4	37.8
P T A 活動	11.7	44.4	23.2
町内会・自治会	40.6	19.4	31.4

「男は仕事、女は家庭」という通念からお互いの役割分担を押しつけるのではなく、それが「何をしたいのか」「どのような役割を相手に求めたいのか」などについて、互いに考え方を尊重し合いながら話し合うことで、役割分担について納得が必要です。その結果、家庭ごとにさまざまな役割分担の形ができ、それがワーク・ライフ・バランスや男女共同参画社会の実現に結びつくことになります。



敦賀市の取り組み

(1) 家庭での意識改革を進める

生活面でのワーク・ライフ・バランスを実現するために、家庭内での役割分担についてお互いの意思を尊重し合うよう、啓発を行います。特に家事や子育て、介護など仕事とのバランスに大きく影響する役割については、重点的に啓発を進めます。

(2) 子育てにおける男女共同参画を推進する

子育てにおける女性の役割が大きい状況に対して、女性や子どもの健康維持を図るとともに、男性がどのような役割を果たすべきか、また果たすことができるのかについて講座を開催し、男性の役割を積極的に考える機会を提供します。

また子育てには家庭だけでなくコミュニティの支援、さらには保育サービスなど行政の役割も重要になります。そこで、地域ぐるみで子育て支援を推進するとともに、家庭の状況に対応した多様な保育サービスを展開します。

ひとり親家庭には経済的負担を軽減するため、手厚い支援を行います。

(3) 高齢者や障がい者福祉・介護における男女共同参画を推進する

子育てが一段落した家庭の多くでは、その後は高齢者の介護について、男女の役割分担が必要になってきます。また障がい者や一人暮らしの高齢者に対しても、自立した生活を送る上での支援が求められます。

あらゆる障がい者や高齢者が、快適な生活を送ることができるよう、福祉サービスや生きがいづくりなどの施策を実施します。

わたしたちに求められる行動

IV 子育てや介護など家族や地域で協力して進めましょう

V それぞれのワーク・ライフ・バランスを尊重しましょう

施策に関する数値指針（平成 27 年度）

④放課後子ども教室の実施数	3 か所→6 か所
⑤「介護をする老人や病人の世話を夫と妻の同程度で行う」市民の割合	37.8%→50.0%

基本目標

(1) 家庭での意識改革を進める

施策 7：男女ともにワーク・ライフ・バランスのあり方を尊重しあう

- ・(市) ワーク・ライフ・バランスについて啓発を行う

施策 8：性別にとらわれない役割分担を行う

- ・(市民) 家事や子育て、介護についての分担を性別に関係なく夫婦や家族で話し合って決める

(2) 子育てにおける男女共同参画を推進する

施策 9：家族ぐるみ・地域ぐるみでの子育てを推進する

- ・(市) 周産期等における健康診査や子育ての相談、乳児健康診査などを実施する
- ・(市) 子育てにおける父親の役割を考える講座を開催する
- ・(地域・市) 子育て支援ネットワーク活動など、地域全体で子育てを支援する

【紹介】

敦賀市で実施している母子健康診査（健康管理センター）

- ・乳幼児健康診査（1歳6ヶ月、3歳）…成長発達や育児環境の把握、相談支援の実施
- ・歯の健康推進…年齢に応じたセミナーや歯磨き教室等の実施

子育て総合支援センター

子育てに関する相談、援助を通じて地域や家庭におけるより良い子育て環境をつくるための拠点施設として設置されています。また厚生労働省の「地域子育て支援拠点事業」のセンター型施設としても位置づけられています（ひろば型施設にはN P O法人に委託している「親子きらりん広場」があります）。

主な事業 ○子育てに関する相談

○子育て支援情報の提供

○親子が自由に集い、情報交換や交流する場の提供

○発達に気がかりな面のあるお子さん（就学前）の相談・支援

○子育てに関するサークルの育成、支援

○放課後児童健全育成事業等

【データ】

男性の家事・育児時間について

6歳未満児のいる夫の家事、育児関連時間（1日あたり）

	家事関連時間全体	うち育児の時間
日本	1:00	0:33
アメリカ	3:13	1:05
イギリス	2:46	1:00
フランス	2:30	0:40
ドイツ	3:00	0:59
スウェーデン	3:21	1:07
ノルウェー	3:12	1:13

（内閣府「平成22年度男女共同参画白書」より）

施策 10：保育サービスの充実で子育てをサポートする

- ・(市) 子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービスを充実する
- ・(市) 学童保育を充実する

【紹介】

敦賀市の主な特別保育サービス（児童家庭課）

延長保育…通常の保育時間を超えてお子さんをお預かりします（月曜～金曜、最長 21:30まで）。

休日保育…日曜・祝日に保育が必要なとき、お子さんをお預かりします。

病後児保育…病気の回復期にあり集団保育が困難な場合で、保護者の勤務の都合などやむを得ない事由により、家庭での保育が困難なお子さんを一時的にお預かりします。

敦賀市の一時預かり（児童家庭課）

すみずみ子育てサポート事業、保育園での一時預かり…

一時的に家庭で保育できないとき、たとえば保護者の仕事の都合、急な病気・冠婚葬祭、育児疲れ等の理由で保育が困難になった時にお子さんをお預かりします。

ショートステイ…児童を養育している家庭の保護者が病気になったときや出産のとき、また、家族の看護などの非常時に、短期間の（7日以内）宿泊を含めてお子さんをお預かりします。

トワイライトステイ…父子家庭等でお子さんに対する生活指導や家事の面等で困難を生じている場合に、お子さんを施設に通所させ、生活指導、夕食の提供等をします。

施策 11：ひとり親家庭を支援し、自立した生活環境をつくる

- ・(市) ひとり親家庭の経済的負担を軽減する助成制度を実施する
- ・(市・関係機関) ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、相談活動や就職支援などを行う

【紹介】

ひとり親家庭の経済的負担の軽減策（児童家庭課）

医療費の助成…母子家庭、父子家庭（児童が20歳に達するまで）及び一人暮らしの寡婦の方が健康保険で診療を受けた場合に医療費を助成します。

児童扶養手当の支給…父と生計をともにしていない児童の母、あるいは母に代わってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。児童が18歳になって最初の3月31日まで支給されます（一定の障がいのある場合は20歳まで）。

母子家庭自立支援員…母子家庭の生活の悩み、子どもの問題について相談します。

母子家庭等福祉資金貸付…事業開始資金や修学資金などの貸し付けを行います（福井県で実施）。

基本目標

(3) 高齢者や障がい者福祉・介護における男女共同参画を推進する

施策 12：福祉サービスの充実で高齢者の生活を支援する

- ・(市) 元気な高齢者の健康維持や生きがいづくりを支援する
- ・(市) 住み慣れた地域・自宅での生活が続けられるサービスを提供する
- ・(市) 単身世帯でも住み慣れた地域・自宅での生活が続けられるサービスを提供する
- ・(市) 家族による介護の心身・経済的負担を軽減するため、介護福祉サービスを充実する
- ・(市) 介護における男性の役割を考える講座を開催する
- ・(地域・市・関係機関) 福祉サービスを提供する市民活動団体や機関の活動を促進する

【紹介】

敦賀市の高齢者福祉サービス（地域福祉課・介護保険課）

健康づくりを支援するサービス

高齢者外出支援事業…在宅の高齢者が生きがいをもって積極的に社会参加して
いただくために、市内に住所を有する75歳以上の方に対して、バス、タク
シー、介護タクシー、市民福祉会館及びリラポートで利用できる「外出支
援券」を交付します。

生きがいづくりを支援するサービス

老人クラブ…地域の高齢者がお互い交流を深め、有意義な生活を送るために自
主的に組織された団体です。ボランティア、各種学習会、スポーツ、趣味な
どの活動を通じて、積極的に生きがいづくりや健康づくりを行っています。
老人福祉バス…各町内の老人クラブが、敦賀市民福祉会館等で行う行事の送迎
に使われる借上げバスです。

要介護者及び家族介護を支援するサービス

介護用品（紙おむつ）支給事業…常時おむつを必要とする高齢者を、在宅で介
護されている家族の負担軽減のために、身体や用途に合った紙おむつを購
入できる「介護用品支給券」を支給します。

高齢者所在確認事業…徘徊行動のある認知症高齢者の事故防止のため、高齢者
の所在を早期に確認する装置の購入等に要した費用の一部を助成します。

住環境整備事業…住み慣れた家で安心して生活するために、身体の状況から洗
面所改造・昇降機の取付等の住宅を改修する必要がある方に、改修費の一
部を助成します。

ねたきり老人等介護福祉手当支給事業…常に介護を必要とするねたきり老人と
同居し、介護を行っている方に対して、手当を支給します。

施策 13：バリアフリーの空間づくりを進める

- ・(市民) 市民が積極的にボランティア活動等に参加する
- ・(市) ユニバーサルデザインに配慮した公共空間を整備する

3. 男女共同参画のための仕事環境をつくる

これまでの成果と課題

男女共同参画の取り組みは、企業にも広がっている

ワーク・ライフ・バランスの実現には、仕事に着目することも不可欠です。企業は自らの業績向上をめざしながら、積極的にワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、公共部門は法や制度で支援することが必要となります。

すでに多くの企業では、育児や介護など家庭環境に即した就労支援を行っています。一時的な休業等は短期的にみれば人員不足となります、従業員が安心して働く環境は長期的に大きなメリットであると考えられています。今後は、一人ひとりのワーク・ライフ・バランスを実現するために、多様な就労形態を尊重する仕組みを少しずつ整える必要があります。

事業所の育児休業・介護休業制度等の導入状況 (%)

育児や介護中の従業員に、家庭との両立に配慮した人事配置をしている事業所の割合	43.3
育児のための短時間勤務を実施している事業所の割合	48.3
育児休業制度を実施している事業所の割合	76.7
介護休業制度を実施している事業所の割合	60.0

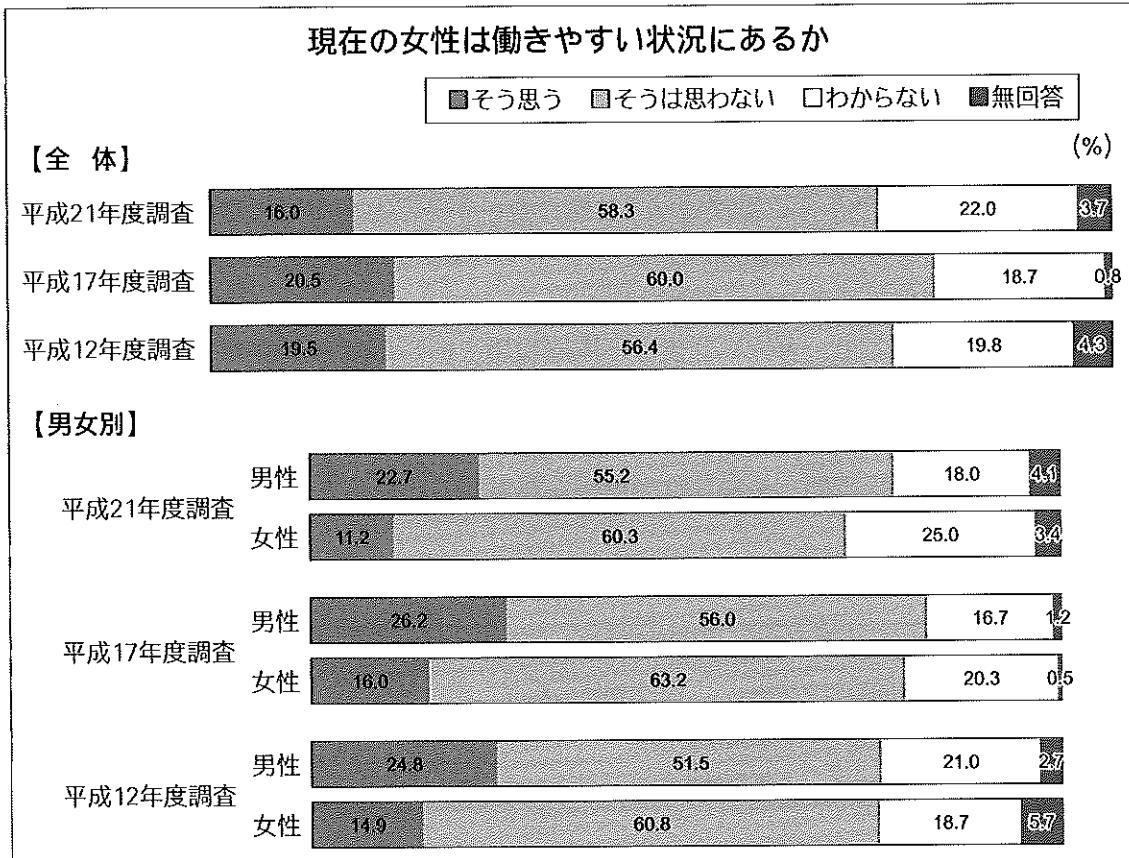
育児休業や介護休業に対する事業所の認識 (%)

労働力が一時的に確保できず、生産性が低下する	38.3
労働力が一時的に確保できないが、効率の低下は少ない	31.7
従業員が安心して働けるので、長期的にはメリットが大きい	35.0
休業は仕事に専念できる要素でもあり事業所にもメリットがある	15.0

女性にとって働きやすい環境には、まだなっていない

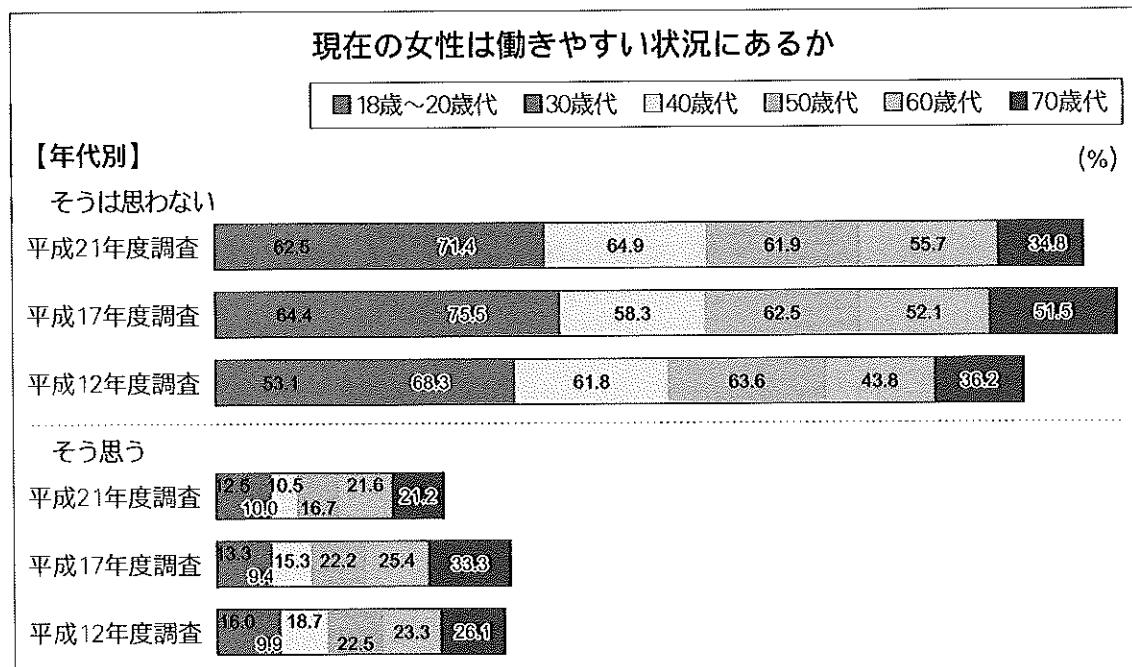
しかしながら、様々な制度が導入されてきたとはいえ、女性にとって働きやすい環境が十分に実現しているとは言えません。「現在の女性は働きやすい状況にあるか」との質問に対して、「そう思う」と答えた女性の割合は前回調査より低下しました。「そうは思わない」との回答割合もやや低下していますが、女性では依然として6割に達しています。

基本目標



年齢別で見ると、40歳代以上で「そう思う」の割合が大きく低下しています。これは介護などの家庭環境に対する企業の理解が不十分であることが原因と考えられます。これまでの取り組みをさらに推進する必要があります。

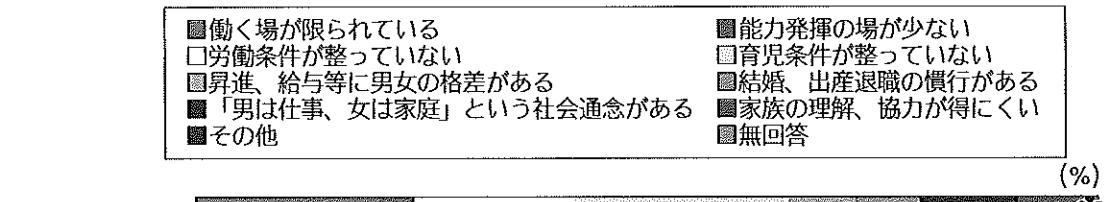
また18歳～20歳代では、昇進、給与等に男女の格差を強く感じていることが分かります。



女性が働きやすいと思わない理由

【全 体】

複数回答あり

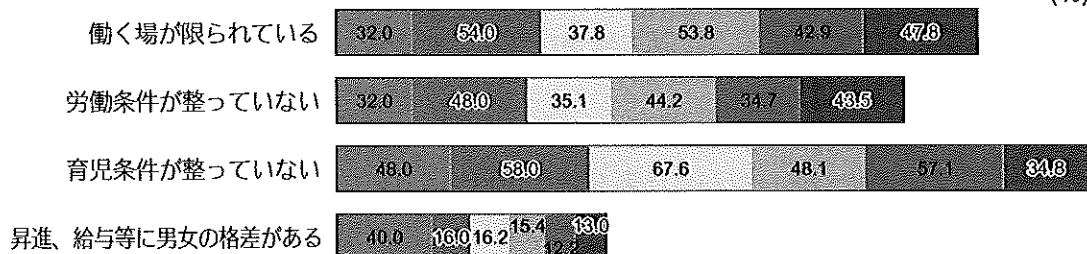


平成21年度調査 46.2 6.9 40.3 53.8 17.4 15.7 24.6 16.5 2.5 0.8

【年代別】

■18歳～20歳代 ■30歳代 □40歳代 ■50歳代 ■60歳代 ■70歳代

(%)



自立した生活基盤のための就労環境の整備

「男は仕事、女は家庭」という考え方では、女性の就労環境が十分整っていないことも原因の一つと思われます。お互いの意思を尊重し、それぞれがワーク・ライフ・バランスを実現するためには、女性が働きやすい環境をつくり一定の経済的基盤を獲得することが必要です。

男女平等の就労環境があって、家庭における仕事の役割分担が可能になってきます。女性にとって「働く場が限られている」「労働条件が整っていない」「育児条件が整っていない」という現状をあらゆる年齢層で改善するとともに、若い女性労働者が直面する「昇進、給与等に格差がある」状況を変える必要があります。

一方で、企業はグローバル時代の厳しい競争に直面しています。男女ともに働きやすい職場となり、それが企業の業績向上に貢献するような仕組みが求められています。

そのためには、男女平等の就労環境を推進するための法令や行動計画など国の施策、地方自治体による啓発、企業の社会的責任の遂行や業績向上に対する支援などの取り組みが求められます。

基本目標

敦賀市の取り組み

(1) 仕事での啓発を行う

男女雇用機会均等法や改正パートタイム労働法、育児・介護休業法など、仕事における男女共同参画を推進するため各種の法制度の内容や趣旨、取り組みについて企業等に周知し、制度の推進を図ります。

法制度以外にも、ワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進するために、活動団体への支援をはじめ、様々な情報発信や啓発を行います。

(2) 就職における男女共同参画を推進する

多くの人が働きやすい環境となるよう、各種休業制度のさらなる普及・推進を図るとともに、働く人それぞれの要望に沿った就労環境が実現できるよう、新たな制度導入の啓発や支援を行います。

とりわけ女性が働きやすい環境を実現するためには、出産・育児前後における支援が最も重要となります。子育てをしながら仕事を続けたい、あるいは、しばらく子育てに専念してから元の仕事に復帰したい、その他子育てと仕事のバランスについて女性や家庭の希望が実現するよう、企業の制度導入を推進します。また子育て期間に離職した女性が円滑に再就職できるよう、相談・支援を行います。

(3) 勤労における男女共同参画を推進する

就労における人権尊重や男女共同参画の具体的な課題として、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止や女性職員の管理職登用の推進などがあります。企業等の自主的な取り組みを促すため、学習会の開催など制度導入の啓発や支援を行います。

(4) 農林水産業や自営業などで男女共同参画を推進する

農林水産業は家庭や集落単位で営まれていることが多く、安定した経営が地域の持続的発展をもたらします。そのためには男女共同参画の視点が不可欠となります。また自営業などの小規模な経営主体でも男女共同参画の推進が必要となるので、女性が主体的に経営参画できるよう、支援を行います。

わたしたちに求められる行動

VI 能力や希望に応じた、その人らしい働き方ができるようにしましょう

VII セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントを防止しましょう

施策に関する数値指針（平成 27 年度）

⑥「現在の女性は働きやすい状況にある」と思う市民の割合	16.0%→22.0%
⑦介護休業制度を実施している事業所の割合	60.0%→75.0%

(1) 仕事での啓発を行う

施策 14：男女雇用機会均等法などの啓発を行う

- ・(市) 男女雇用機会均等法やパートタイム労働法などを事業者、労働者双方へ啓発する
- ・(市) 主体的に啓発を行う団体を支援する
- ・(市) 相談内容に応じて適切に窓口を紹介する
- ・(事業所) 男女共同参画に関する制度を導入する

【解説】

男女雇用機会均等法のポイント

- ・性別を理由とする差別の禁止
- ・母性健康管理措置
- ・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止
- ・ポジティブ・アクションに対する国の援助
- ・セクシュアル・ハラスメント対策

パートタイム労働法のポイント

- ・労働条件の明示を経た雇用
- ・パートタイム労働者から通常の労働者へ転換するチャンスの整備
- ・パートタイム労働者と通常の労働者の均衡（バランス）のとれた待遇

労働基準法（女性関係）のポイント

- ・男女同一賃金の原則
- ・産前産後休業その他の母性保護措置

育児・介護休業法のポイント

- ・育児休業制度（原則、子が1歳に達するまで）
- ・介護休業制度（常時介護を必要とする状態ごとに1回、通算93日まで）
- ・子の看護休暇制度（小学校就学前、1年に5日まで）
- ・時間外労働制限（1か月24時間、1年150時間）
- ・深夜業の制限（午後10時から午前5時まで）
- ・勤務時間の短縮等の措置
- ・転勤についての配慮
- ・職業家庭両立推進者の選任

次世代育成支援対策推進法のポイント

- ・仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備について一般事業主行動計画の周知

（内閣府男女共同参画局「男女共同参画社会の実現を目指して」等より）

施策 15：職場でのワーク・ライフ・バランスの啓発を行う

- ・(市) 一人ひとりが望む働きができるよう、仕事と生活の調和の重要性を普及させる

基本目標

女性の就業のあり方について

- 結婚して子どもが生れた後も職業を持ち続ける
- 結婚するまでは職業を持つが、その後は持たない
- 結婚して子どもができるまでは職業を持つが、その後は持たない
- 一時的に離職して子育ての時期が過ぎたら再び職業を持つ
- 職業は一生持たない
- 結婚よりも仕事を優先し、職業を一生持ち続ける
- その他
- 無回答

(%)

平成21年度調査 24.7 4.0 5.7 54.3 1.2 0.5 1.0 5.7

家庭と両立しながら働きやすい職場を実現するために、 どのような条件整備が必要か

複数回答あり

- 労働時間の短縮や休日を増やす
- 保育や介護の施設・サービスを拡充する
- 育児や介護の休暇制度を普及・充実する
- 一度退職した女性の再雇用制度を普及・充実する
- 賃金、仕事内容など、労働条件面で男女差をなくす
- 女性の昇進・昇格の機会を男女同等にする
- 家事負担を軽減する有料の家事代行業などを育成する
- 就職・転職などに役立つ求人情報を充実する
- 女性自身の意識を高める
- その他
- 特にない
- 無回答

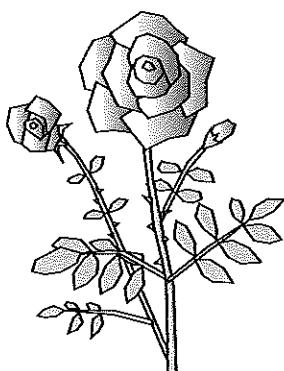
(%)

平成21年度調査 37.5 42.5 34.1 42.0 19.9 5.7 8.4 3.2 9.9
3.7 7.4 2.2

(2) 就職における男女共同参画を推進する

施策 16：多様な働き方を尊重する

- ・(事業所) 各種休業制度の導入と利用、時差出勤、フレックス勤務制度など、個々の希望に応じた勤務が可能となる独自の仕組みを積極的に導入する



施策 17：子育て後の再就職など雇用支援を行う

- ・(市) 再就職に向けての講座や研修会を実施する
- ・(市) 求人に関する情報提供や再就職の相談・支援を行う

【紹介】

敦賀ミニジョブカフェ

敦賀ミニジョブカフェでは、適性検査、模擬面接応募書類（エントリーシート、履歴書、職務経歴書など）のチェック等、就職に関するあらゆる相談を無料で受け付けています。お気軽にお越しください。

場 所 敦賀市男女共同参画センター 3階

利 用 日 火曜日～金曜日

利 用 時 間 10:00～17:00

施策 18：男女の雇用促進を図るための能力向上を図る

- ・(市) 職業能力開発講座への参加を促進する

(3) 勤労における男女共同参画を推進する

施策 19：セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントのない職場づくりを推進する

- ・(事業所・市) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントに関する相談窓口を開設し、防止を図る

【データ】

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの経験がある人の割合

・セクシュアル・ハラスメント…

8.4% (17年度調査) → 7.2% (21年度調査) △ 0.8%

・パワー・ハラスメント…9.6% (21年度調査)

都道府県労働局雇用均等室に寄せられたセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数

平成 21 年度 11,898 件 (内閣府「第 3 次男女共同参画基本計画」参考指標より)

施策 20：男女とも育児休業や介護休業をとりやすくする

- ・(市) 休業制度等の周知や先進地事例の紹介を通じて制度の活用を図る
- ・(事業所) 育児・介護休業が取得しやすい職場の雰囲気をつくる

【データ】

ワーク・ライフ・バランスについて事業所の取り組み状況（主な回答）

社内での話し合いをしている 15.0%

パンフレットなどで情報提供をしている 13.3%

ワークシェアリングを導入している 8.3%

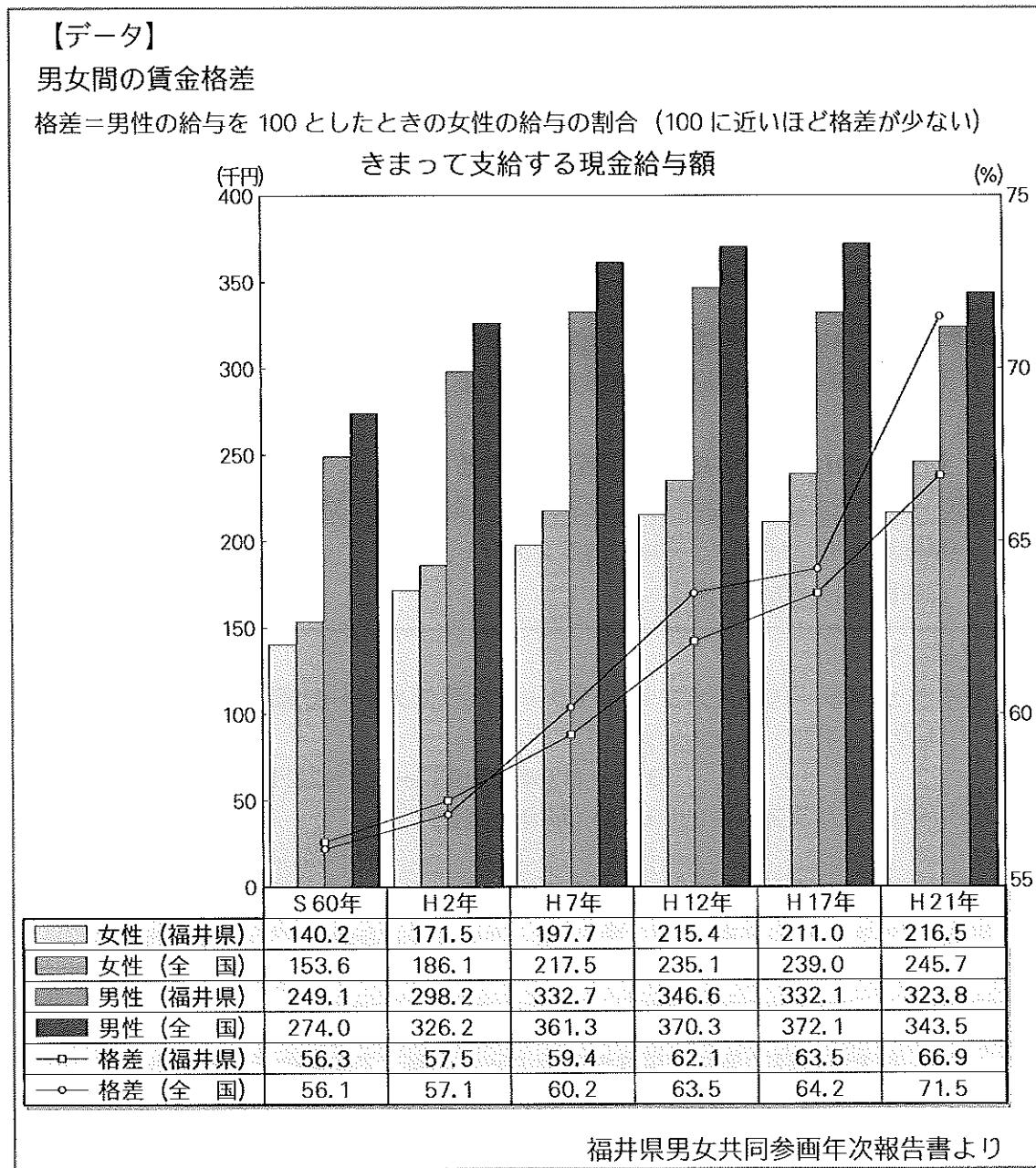
従業員向けのセミナーを行っている 3.3%

特に取り組みはない 60.0%

基本目標

施策 21：管理職への登用や意思決定に際して女性の参画機会を広げる

- ・(事業所) 人事考課制度を導入し女性職員を管理職等に積極的に登用する
- ・(事業所) リーダーや管理職に就くための研修やキャリア・アップの機会を男女平等に与える



(4) 農林水産業や自営業などで男女共同参画を推進する

施策 22：女性の経営への参画機会を拡大する

- ・(市・関係機関) 女性の農業委員の確保など、農業・漁業及び林業経営の方針決定過程へ女性の参画拡大を図る
- ・(市・関係機関) 女性経営者の学習・研鑽活動を充実する

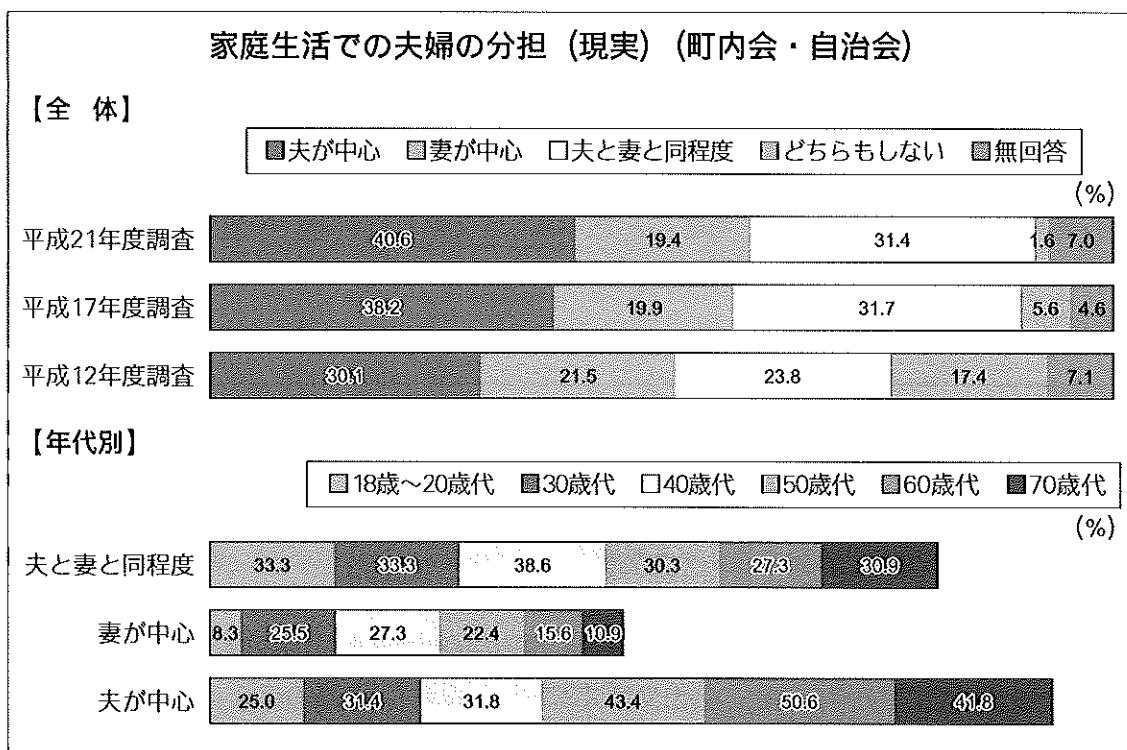
4. 男女共同参画のまちづくりを推進する

これまでの成果と課題

まちづくりへの参加は、男女とも着実に進んでいます

まちづくりは市民や地区・団体などが主体的に推進する活動として、地域活性化の重要な要素と考えられています。しかしながら、地区コミュニティの中心として長年機能している町内会や自治会に参加するのは、夫婦では夫の役割が大きいと思われてきました。つまり、町内会や自治会では男女共同参画が十分に進んでいませんでした。

ただし、最近では女性の役割も大きくなっています。特に18歳～20歳代では、「夫を中心」の割合が前回調査より大きく低下し、「夫と妻と同程度」の割合が上昇しています。また30歳代でも「妻を中心」の割合が高まっています。年代によって地域で果たすべき役割も多様ですが、「地区コミュニティに参加するのは男性である」という性別による固定した慣習が少しずつ変化しているのは、好ましい状況と言えます。



進んでいない課題は、継続的な取り組みが必要

ただし、あらゆる世代で役割分担が変化しているわけではなく、また役割の内容にも配慮しなければなりません。また、地区コミュニティにおける役員等への女性の登用が進んでいないなど、課題もあります。国でも平成32年（2020年）までに社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合を30%程度になるよう期待していますが、現状はほとんど進んでいません。引き続き、男女ともに地域に積極的に参加できる取り組みが求められています。

基本目標

各分野における指導的地位に女性が占める割合（%）

	国	福井県	敦賀市
議員(国は衆議院)	9.2	0.0	11.5
審議会等	32.4	31.2	21.3
公務員管理職	2.1	5.3	6.2

	国	福井県	敦賀市
小学校教頭以上	19.7	29.8	26.7
中学校教頭以上	6.5	15.7	21.4
自治会長	3.9	1.4	0.0

福井県総務部男女参画・県民活動課及び敦賀市資料(国は平成20年、県は平成21年、市は平成22年の調べ)

新しいまちづくりの主体として、市民活動団体の活性化が必要

また、まちづくりを担う新たなコミュニティとして、趣味のサークルやボランティア活動など、個人の関心によって形成された組織・団体も増えています。そして、これらの中には、N P O 法人など制度を活かして強い活動基盤を獲得したものも誕生しています。こうした団体は個人の意思に基づく場合が多いので、男女共同参画に基づいた活動になっていると言えます。

今後、まちづくりで男女共同参画を進めていくためには、町内会や自治会など地区コミュニティで男女共同参画を推進することに加えて、まちづくり団体の活性化を図る必要があります。

そのためには、まちづくり団体の自主的な活動を維持・活性化する上で制約となる要素を取り除くことが必要になります。例えばメンバーが集まって活動するための場所や十分な人員・資金の確保で支援が受けられることで、関心さえあれば気軽に参加できる状況になり活動が活発化します。またN P O 法人の設立を促進するための情報提供や手続上の支援が必要となっています。

【解説】

N P O (Non Profit Organization)

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。収益を目的とする事業を行う自体は認められるが、事業で得た収益は様々な社会貢献活動に充てられる。

活動分野は「保健・医療又は福祉の増進」「社会教育の推進」「子どもの健全育成」「まちづくり」「学術、文化、芸術又はスポーツの振興」「環境の保全」など、多岐にわたる。

特定非営利活動法人 (N P O 法人)

特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人。法人格を持つことで銀行口座の開設や事務所の賃借などを団体の名で行うなど事業の円滑な推進が可能になる。特定非営利活動促進法はN P O の法人格取得のための手続きを簡易にするとともに、所轄庁の関与を極力抑制した制度となっている。

敦賀市の取り組み

(1) 地区コミュニティでのまちづくり活動で男女共同参画を推進する

まちづくりの活動は多くの人々が参加する場であり、地区コミュニティにおける男女共同参画を最も重点的に推進すべき機会となります。男女共同参画が参加者の主体性によって進むよう、地区活動の場における男女共同参画の啓発を積極的に行います。

特に女性役員の登用は、依然として進んでいるとは言えない状況です。地区の自主的な判断によって女性が登用されるよう、市での取り組みを進めます。

また具体的には、生活を守るための防災や災害時要援護者支援などについて、男女共同参画を積極的に進めることによって、円滑な活動を推進します。

(2) 市民活動団体における男女共同参画を推進する

まちづくりは地区単位だけでなく、ボランティア団体やN P O法人など、特定の分野で広域的に行われる市民活動が主体になることも増えています。このような活動は個人の関心に基づく自主性によるものですが、資金や活動の場などの制約で十分な広がりができないこともあります。

このような制約を取り除き、自主的な活動を推進していくためには、行政の支援が必要です。日常的な活動やイベントの開催などが円滑に行えるよう、相談や情報提供、協働事業などを実施します。また、支援を通じて男女共同参画を推進していきます。

(3) 市民の自主的なまちづくり活動を促進する

地区コミュニティや市民活動団体など、まちづくり活動における男女共同参画は、それぞれの活動の中だけで推進するのではなく、団体間での連携や情報交換等によってさらに促進されます。

そこでN P O法人など活動団体のネットワーク化を行うなど、市民の自主的なまちづくり活動を支援し、地域社会全体での男女共同参画を推進していきます。

わたしたちに求められる行動

VIII まちづくりに進んで参加しましょう

施策に関する数値指針（平成 27 年度）

⑧市民活動団体等における女性リーダーの人数	27 人→50 人
⑨市民活動支援室とネットワークを持つ市民活動団体等の数	50 団体→200 団体

基本目標

(1) 地区コミュニティでのまちづくり活動で男女共同参画を推進する

施策 23：あらゆる機会をとらえて啓発を行う

- ・(市) 地域の施設やイベントを通じて啓発を行う
- ・(団体) 区長やP.T.A会長等地域団体の代表または役員などへの女性の登用を促進する
- ・(団体) 男女共同参画の視点で地域防災活動や災害時要援護者支援、環境保全活動を行う
- ・(市民) 男女とも地区コミュニティの活動に積極的に参加する

(2) 市民活動団体における男女共同参画を推進する

施策 24：まちづくり活動の団体を育成・支援する

- ・(市) まちづくり活動についての情報提供や支援を行う
- ・(市) N.P.O法人の設立に向けた支援を行う
- ・(団体) まちづくり活動を活性化する

【解説】

災害時要援護者支援

災害時要援護者とは「必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々」のことです。高齢者や障害者、外国人、乳幼児、妊婦等が挙げられます。

災害による被害を最小限にするためには、要援護者の特定や情報収集・共有、そして避難支援プランなどが必要とされています。地域全体で要援護者支援を行うためには、男女共同参画は非常に重要です。

【データ】

ジェンダー・エンパワーメント指数（G E M）

国連開発計画による指数で、女性が政治及び経済活動に参画し、意思決定に参画できているかどうかを測るもの。具体的には国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出している。

日本のG E Mは世界57位となっている。

主な国のG E M順位（109カ国中）

1位スウェーデン 2位ノルウェー 3位フィンランド 4位デンマーク
5位オランダ 9位ドイツ 15位イギリス 17位フランス 18位アメリカ
21位イタリア 57位日本

（内閣府「平成22年度男女共同参画白書」より）

(3) 市民の自主的なまちづくり活動を促進する

施策 25：まちづくりにおける団体間でのネットワーク化を図る

- ・(市) 多様なまちづくり団体の連携を図り、活動を活発化する
- ・(市) 市民からの意見を聞く場で女性の参画を促進する

【紹介】

交流サロン（市民協働課）

男女共同参画センターでは、男女共同参画推進活動やボランティアを始めとする市民活動を行っているみなさんが、自由に打ち合わせや情報交換を行う場として、交流サロンを開放しています。活動のためのフリースペースとして、是非ご利用ください。



利用時間 平日 9:00～22:00
日曜日・毎月第3日曜日の前日
9:00～17:00
休館日 每月第3日曜日、祝日、
年末年始（12月29日～1月3日）



基本目標

◎男女共同参画の視点を取り入れた推進体制

ここでは、第2次つるが男女共同参画プランに示した市の施策を部局横断的かつ総合的に推進するために、中心となる施策内容を整理します。

これまでの成果と課題

敦賀市における男女共同参画の推進

これまでの男女共同参画の推進は、国では男女共同参画社会基本法（平成11年施行）や男女共同参画基本計画（平成12年閣議決定、平成17年に第2次計画、平成22年に第3次計画閣議決定）などに基づき着実に進められてきました。

また敦賀市でも平成12年度に男女共同参画担当部署を新設し、つるが男女共同参画プラン（平成14年策定、19年改定）、男女共同参画推進条例（平成16年制定）や男女共同参画都市宣言（平成17年）など、積極的に男女共同参画を推進してきました。

男女共同参画に対する理解を深めるための講座の開催や情報紙の発行を継続的に行ったり、全市的に取り組んできた男女共同参画フォーラムの開催を地域の独自の感覚で取り組んでいただくななど、より身近な地域で男女共同参画の視点を取り入れた事業を支援してきました。

男女共同参画の推進拠点となる男女共同参画センターは、平成16年4月に勤労福祉センター内に併設後、平成18年4月には勤労福祉センターの機能を一元化して現在の状態になりました。設置当初から男女共同参画担当課がセンター内で施設の管理運営も含めた事務を兼務しています。主にホール・講習室・体育館の貸館業務で、事務担当課で事業を実施していますが、平成18年度に市民活動支援の事業が追加されたことで、センターの有効利用につながっています。

しかし、利用者としては勤労福祉センター当時からの継続利用として事業所の研修等も多く、また、特定の団体のリピーター化が見られます。

今後は、利用者（団体）の拡大と男女共同参画を含めた市民活動団体等の交流拠点として情報発信をしていく機能の充実が求められるとともに、市民参画のまちづくりにつながる人材育成が必要であると思われます。

男女共同参画の推進は今後も必要

この10年間で市民の男女共同参画への理解は、確実にすすんでいると感じますが、現実には地域や職場での女性の参画がすすんでいない部分もあります。また意識調査では、これまでの取り組みに対して、成果を評価する一方で、不十分であるとの回答が多く見られます。また今後の取り組みについては、これまで通り、あるいはより以上に力を入れるべきとの回答が多く見られます。

今回の男女共同参画プランもまた、これまで実現してきたことや実施できなかったことを総括し、さらに最近の動向を踏まえ、男女共同参画社会の実現に取り組む内容となっています。そのためには、男女共同参画室を中心として関係課と連携した総合的な推進が求められます。

男女共同参画社会の推進についてどう思うか (%)

	今後も積極的に進めるべき	大きな成果を収めており、もつとも力を入れるべき	取り組みは不十分であり、自然と男女共同参画が進む	成果を収めており、今後はこれからは難しくなる	成果も挙げているが、これまでの成果で十分であります、現在のままでよい	これまでの成果で十分であります、現在のままでよい	その他の	わからない	無回答
合計	12.1	24.2	19.8	4.2	3.2	4.4	27.9	4.2	
性別	男性	10.5	23.8	22.1	2.3	5.8	5.8	26.2	3.5
	女性	13.4	24.1	18.1	5.6	1.3	3.4	29.3	4.7
年齢別	18歳～20歳代	17.5	15.0	10.0	—	2.5	10.0	45.0	—
	30歳代	12.9	32.9	18.6	1.4	5.7	2.9	25.7	—
	40歳代	12.3	19.3	15.8	8.8	1.8	7.0	33.3	1.8
	50歳代	9.5	28.6	17.9	4.8	3.6	6.0	25.0	4.8
	60歳代	13.6	21.6	26.1	2.3	2.3	3.4	25.0	5.7
	70歳代	9.1	22.7	24.2	7.6	3.0	—	22.7	10.6

【紹介】

男女共同参画社会基本法における国と地方の責務

・国の責務（第8条）

男女共同参画社会基本法に規定された基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する。

・地方公共団体の責務（第9条）

基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他の地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する。

基本目標

敦賀市の取り組み

(1) 世代や生活形態に応じたきめ細やかな広報と啓発を強化する

本プランの中で市の取り組みを示してきたように、最も重要なのが広報と啓発です。家庭や仕事、まちづくりなど市民が関わる活動の場で男女共同参画を進めるには、市民や企業の自主的な取り組みが不可欠です。そこで、市の施策としては市民や企業の自主性を引き出すきっかけ作りが求められます。

講演会の開催やメディアを用いたPR、市民との協働による情報発信など、世代や生活形態、企業の状況などに応じたきめ細やかな啓発活動を通じて市民や企業の意識づくりを進めています。

(2) 相談体制を充実する

市の役割としてもう一つ重要なのは、男女の人権尊重や男女共同参画を阻害する行為の防止・抑制です。DVやハラスメントなどについては、起こりうる被害を未然に防止するとともに、発生した場合の対処も必要になります。市では、個々の状況に的確に対応した助言を行うとともに、警察等との連携によって被害の拡大を食い止めるなどの取り組みを行います。

(3) 男女共同参画を推進する人材を育成する

男女共同参画社会を実現するための啓発・支援については、市の取り組みに加えて地域の多くの方から協力を得ることで充実します。市では、男女共同参画の推進に寄与するNPO法人や市民活動団体、さらには男女共同参画推進団体等の活動を支援し、地域ぐるみで男女共同参画社会の実現をめざします。

(4) 政策決定・推進の場で男女共同参画を進める

地域における男女共同参画を推進するには、市が自ら率先しなければなりません。そこで、市政のあらゆる場面において男女共同参画を積極的に進めます。男女共同参画に根ざした市民との協働、審議会など市民参加による政策決定の場での女性の登用、また市の人員配置における女性管理職の積極的登用などを推進します。

(5) 庁内推進体制を充実する

市の多様な施策は、男女共同参画を推進するための貴重な機会となります。そこで、市のですべての課で実施される事業についても男女共同参画の視点を取り入れるよう、所管する市民協働課男女共同参画室を中心として全庁的な推進体制を構築します。特に関係事業の実施状況について男女共同参画室が把握・評価し、指導します。

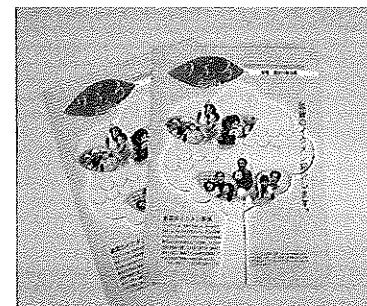
施策に関する数値指針（平成27年度）

⑩審議会等における女性の割合	21.3%→30.0%
⑪「現在の政治や経済に女性の意見が反映されている」と思う市民の割合	45.4%→50.0%

(1) 世代や生活形態に応じたきめ細やかな広報と啓発を強化する

施策 26：講座や講演会等を充実する

- ・(市) 地域・職場・家庭で男女共同参画を実践するための講座を開催する
- ・(市) 講座・講演会等開催時に一時保育を実施する
- ・(市) 広報紙やＲＣＮ行政チャンネル、ＦＭラジオ、ホームページを積極的に活用して広報の継続と徹底を図る



施策 27：市民の意見を反映した情報紙をつくる

- ・(市) 市民による男女共同参画情報紙を発行する

(2) 相談体制を充実する

施策 28：性差に関する相談業務を充実する

- ・(市) 性による差別的取扱いに対する相談業務を充実する
- ・(市・関係機関) ＤＶに対する相談や通報体制を確立し被害者を支援・救済する

(3) 男女共同参画を推進する人材を育成する

施策 29：推進団体や様々な分野で活躍する人材を育成する

- ・(市) 男女共同参画推進団体等の活動を促進する
- ・(市・関係機関) 様々な分野で活躍する人材を育成し、男女共同参画の実践を進める

(4) 政策決定・推進の場で男女共同参画を進める

施策 30：市民参加と協働によるまちづくりを推進する

- ・(市) ＮＰＯ法人やボランティア等、市民活動団体設立・運営やイベント等の開催を支援する
- ・(市) 市職員が地域での活動を積極的に実践し、市民協働の意識高揚を図る
- ・(市) 市長への提案メールや審議会への市民公募など、市民の幅広い市政参画を促進する

施策 31：審議会等で女性委員を積極的に登用する

- ・(市) 各種審議会や委員会での女性の登用率向上を図る

施策 32：管理職等に女性職員を積極的に登用する

- ・(市) 人事考課制度の活用により女性職員を管理職等へ積極的に登用する

基本目標

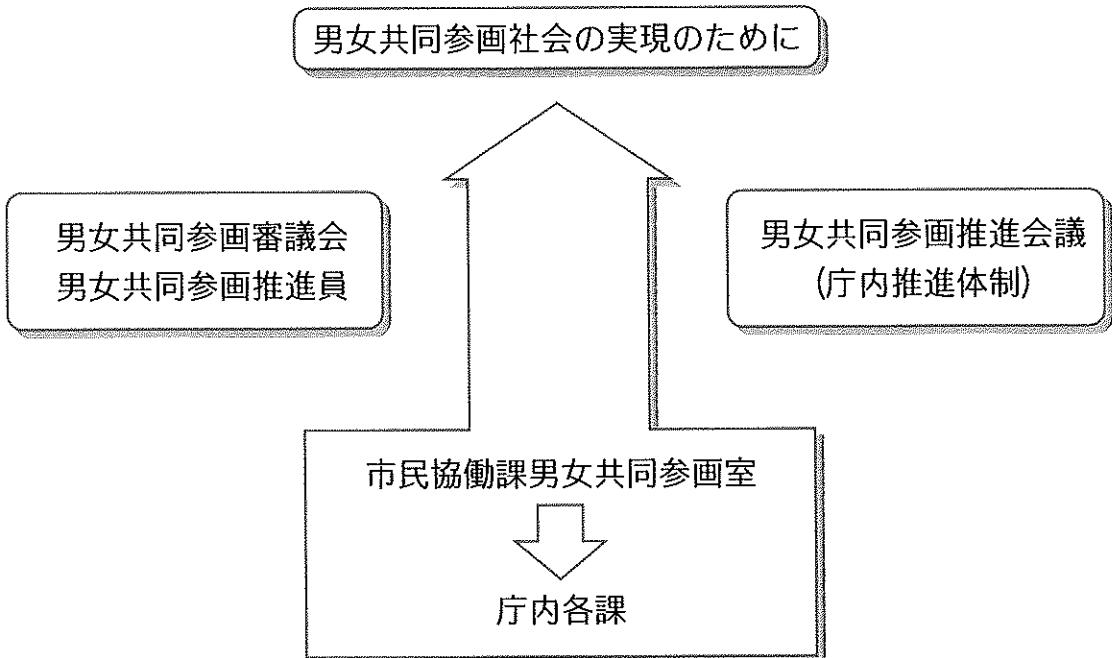
(5) 庁内推進体制を充実する

施策 33：男女共同参画の推進拠点を充実する

- ・(市) 男女共同参画推進団体等の活動を支援する
- ・(市) 男女共同参画室を中心に全庁的な推進体制を構築する

施策 34：各部署の事業で参画を進める

- ・(市) あらゆる広報・出版物等で男女の人権をふまえた表現に配慮する
- ・(市) 男女共同参画社会の実現に向けて、市行政の取り組み状況を把握・評価する
- ・(市) 男女共同参画の視点での事業を実施するため、職員の研修を行うなど意識の高揚を図る



基本目標におけるわたしたちに求められる行動

基本目標 1 男女の人権尊重の意識をつくる	
I	性別で役割分担を決めず、その人らしさを尊重しましょう
II	男女共同参画について積極的に学びましょう
III	D V のない社会をつくりましょう
基本目標 2 男女共同参画のための生活環境を整える	
IV	子育てや介護など家族や地域で協力して進めましょう
V	それぞれのワーク・ライフ・バランスを尊重しましょう
基本目標 3 男女共同参画のための仕事環境をつくる	
VI	能力や希望に応じた、その人らしい働き方ができるようにしましょう
VII	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントを防止しましょう
基本目標 4 男女共同参画のまちづくりを推進する	
VIII	まちづくりに進んで参加しましょう

基本目標における施策に関する数値指針

項目	22年度 (現状)	27年度 (目標)
基本目標 1 男女の人権尊重の意識をつくる		
① 「男は仕事、女は家庭」に対して「そうは思わない」と思う市民の割合	42.2%	51.0%
② 「現在の社会は全体として男女平等である」と思う市民の割合	16.5%	20.0%
③ D V を一般常識として知っている人の割合	62.2%	70.0%
基本目標 2 男女共同参画のための生活環境を整える		
④ 放課後子ども教室の実施数	3か所	6か所
⑤ 「介護を要する老人や病人の世話を夫と妻の同程度で行う」市民の割合	37.8%	50.0%
基本目標 3 男女共同参画のための仕事環境をつくる		
⑥ 「現在の女性は働きやすい状況にある」と思う市民の割合	16.0%	22.0%
⑦ 介護休業制度を実施している事業所の割合	60.0%	75.0%
基本目標 4 男女共同参画のまちづくりを推進する		
⑧ 市民活動団体等における女性リーダーの人数	27人	50人
⑨ 市民活動支援室とネットワークを持つ市民活動団体等の数	50団体	200団体
◎ 男女共同参画の視点を取り入れた推進体制		
⑩ 審議会等における女性の割合	21.3%	30.0%
⑪ 「現在の政治や経済に女性の意見が反映されている」と思う市民の割合	45.4%	50.0%

